

## 大原社会問題研究所五十年史

## II 創立当初〔一九一九～二二年〕

## 両研究所の合併成る

四月一三日大阪において、社会問題、救済事業両研究所の合同会議が開かれ、大原、河田、高野氏以下一〇名が出席して新事務所の建築問題、専属所員採用の問題、事務長の人事などを協議した。この会合では、主たる事務所を大阪より東京に移すという提案も出たが未決に終わった。

ついで六月八日、大阪において大原、河田、米田、高田、戸田、大林、高山、鷹津の諸氏が会合し、社会問題研究所と救済事業研究所を合併して大原社会問題研究所とする案が討議され、ほぼつぎのように決定した。すなわち、両機構を統合し、第一部を労働問題に関する研究部門、第二部を社会事業に関する研究部門とする、と。この案は直ちに小河、高野両氏に通知され、翌七月四日、東京事務所において高野氏らはこの案を討議して、両研究所合併を可決した。この間、つぎのような趣意書と規定を作成し、また九月二一日の大阪における会議（大原、米田、河田、櫛田氏等一五氏出席）で第一部第二部の役員を決定したのである。

## 大原社会問題研究所設立趣意書

世界戦争以来、社会問題の解決は我國に於いても、其の急を要するに到つた。此の問題の解決は、公平な、そして飽くまで根本的な立場からするを要し、決して一部利害関係者の見地からすべきでない。それには問題の基礎に遡り、我國の實際に鑑み、且つ諸外國の實例に徴して、充分調査を遂げなければならぬ。本研究所は此の趣旨の下に建てられたものであり、其の事業の計畫は大體次に掲ぐる規定の如くである。

## 大原社会問題研究所規定

第一條 本所は大原社会問題研究所と称し之を大阪に置く

第二條 本所は左の事項を行うを以て目的とす

- 一 労働問題、社会事業其他の社会問題に関する研究及び調査を行うこと
- 二 社会問題に関する特殊方面に付き専門家に研究又は調査を囑託すること
- 三 社会問題に関する本邦學者の研究を刊行すること
- 四 社会問題に関する海外の著書を翻譯刊行すること
- 五 社会問題に関する懸賞論文を募集し之を審査発表すること
- 六 社会問題に関する研究及び調査を援助すること
- 七 社会問題に関する學術講演及び講習會を開催すること
- 八 社会問題に關係ある内外圖書及び資料を蒐集し廣く研究者の便宜を圖ること

第三條 本所を第一部第二部に分かち。第一部は主として労働問題に関する方面を、第二部は主として社会事業に関する方面を管掌す

第四條 本所に左の役員を置く

- 一 委員若干名
- 二 幹事二名
- 三 研究囑託若干名
- 四 研究員若干名
- 五 助手若干名
- 六 圖書主任一名
- 七 司書若干名
- 八 書記長一名
- 九 書記若干名

第五條 研究、調査、翻譯及び講演は委員、研究囑託、研究員及び助手之に當るものとす。但し臨時他に囑託することを得

第六條 圖書及び資料に関する事項は幹事、圖書主任及び司書之を行う

役員

第一部委員 ○河田嗣郎 米田庄太郎 高野岩三郎

第二部委員 小河滋次郎 ○高田慎吾

注 ○印は幹事、なお以上の五委員は同時に評議員会の構成員であつた。

---

[前のページ](#)← 法政大学大原社会問題研究所五十年史【目次】 →[次のページ](#)

---

[研究活動・刊行物](#) [OISR.ORG全文検索](#)

---

[法政大学大原社会問題研究所\(http://oisr.org\)](http://oisr.org)

---